

南知多町告示第31号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、
物品(ミーナピンバッジ)売払代金の徴収事務を令和6年4月1日から令和7年3
月31日まで、次の者に委託する。

令和6年4月1日

南知多町町長 石 黒 和 彦

受託者氏名 南知多町観光協会
会長 鈴木 甚 八
受託者住所 南知多町大字内海字先苺31-2